

第5回 名寄市農業委員会総会（令和8年6月）会議録

日 時 令和8年6月15日（月）

午後1時30分 開始

午後2時15分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	報告第1号	風連地区農地小委員会報告について		
第3	議案第1号	土地の現況証明願いについて	6件	承認
第4	議案第2号	設定された権利の合意解約について	2件	承認
第5	議案第3号	農用地利用集積等促進計画案の提出について	5件	承認
第6	議案第4号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	7件	承認
第7	議案第5号	農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の要件確認について	5件	承認
第8	報告第2号	農地法第5条第1項の規定に係る許可申請の変更について	1件	
第9	報告第3号	農地法第5条転用工事完了報告	4件	

第5回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 飯村規峰	9番 鈴木英二	18番 清水康史
2番 小川和則	10番 高橋尚幹	19番 村中洋一
3番 又村裕司	11番 横田浩二	21番 藤野修一
4番 山上 瞳	12番 越 孝 則	22番 新田 司
5番 上手浩幸	13番 沼田清憲	23番 小田桐正彦
6番 竹部裕二	14番 住田美紀	24番 伊藤貴美
7番 鈴木康裕	15番 林 秀典	25番 安達啓治
8番 南原政幸	16番 菅原一徳	26番 中野寿子

欠席

17番 菊池愛子	20番 北野雅嗣	27番 菅野真記子
----------	----------	-----------

第5回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和8年6月15日（月）午後1時30分
会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは、令和8年第5回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶
をいただき、その後の議事進行についても、よろしくお願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和8年第5回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日、委員定数27名中、委員24名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3
項 在任委員の過半の出席となっていますので、総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、23
番 小田桐委員、24番 伊藤委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、小田桐委員、伊藤委員に決定いたしまし
た。

議 長： 続きまして、**日程第2、報告第1号「風連地区農地小委員会報告について」**です。新田小
委員会委員長より報告をお願いします。

新田委員： 令和8年6月8日風連庁舎3階委員会室にて開催いたしました。法人認定の可否について、
審議の対象である法人代表の〇〇〇〇氏から説明を求め、その後、出席委員による審査を
行っています。農地法第2条第3項に規定される要件を審査したところ、全ての要件にお
いて的確であると認められました。

議 長： 新田小委員会委員長より風連地区農地小委員会報告について報告がありました。

議 長： 続きまして、**日程第3、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。
番号9番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木康裕主任：（議案第1号 番号9番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

小田桐委員： はい。

議 長： 小田桐委員。

小田桐委員： 23番 小田桐です。番号9番について説明します。5月8日に私と清水委員、中野委員、
事務局で現地へ確認に行きました。所在については地図の5ページをご覧ください。左

下に60とあります。その左上の道路付近が所在地となります。農地として利用されていないことを確認しました。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、小田桐委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号9番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号9番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号10番、番号11番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木康裕主任：（議案第1号 番号10番、番号11番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

鈴木英二委員： はい。

議 長： 鈴木英二委員。

鈴木英二委員： 9番 鈴木です。番号10番、番号11番について説明します。5月上旬に私と村中委員、鈴木康裕委員、事務局で現地へ確認に行きました。所在については地図の7ページをご覧ください。中央にピンクのマーカで旭東とあります。その左付近が所在地となります。農地として利用されていないところと農地の部分をを確認しました。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、鈴木委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号10番、番号11番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号10番、番号11番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号12番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木康裕主任：（議案第1号 番号12番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

清水委員： はい。

議 長： 清水委員。

清水委員： 18番 清水です。番号12番について説明します。5月8日に私と小田桐委員、中野委員、事務局で現地へ確認に行きました。所在については地図の7ページをご覧ください。左側に弥生とピンクのマーカーであります。その左に記のない弥生川付近が所在地となります。農地として利用されていることを確認しました。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、清水委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号12番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号12番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号13番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木康裕主任：（議案第1号 番号13番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

菅原委員： はい。

議 長： 菅原委員。

菅原委員： 16番 菅原です。番号13番について説明します。6月5日に私と沼田委員、新田委員、事務局で現地へ確認に行きました。所在については地図の8ページをご覧ください。中央右下に国道40号と黄色のマーカーであります。「40」の文字を上を2線上がったところが所在地となります。農地として利用されていないことを確認しました。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、菅原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号13番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号13番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号14番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木康裕主任：（議案第1号 番号14番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

伊藤委員： はい。

議 長： 伊藤委員。

伊藤委員： 24番 伊藤です。番号14番について説明します。5月7日に私と安達委員、上手委員、事務局で現地へ確認に行きました。所在については地図の8ページをご覧ください。右側に縦に忠列布とあります。その真下付近が所在地となります。植林がしており、農地として利用していないことを確認しました。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、伊藤委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号14番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号14番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第4、議案第2号「設定された権利の合意解約について」**を議題に供します。番号2番、番号3番を審査いたします。事務局の説明を求めます

高松主事：（議案第2号 番号2番、番号3番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。番号2番、番号3番を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号2番、番号3番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第5、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案の提出について」**を議題に供します。はじめに**売買**の審査を行います。**番号5番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第3号 番号5番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号5番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号5番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、**賃貸借**の審査を行います。**番号13番、番号14番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第3号 番号13番、番号14番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 25番 安達です。番号13番、番号14番について説明します。所在については、先ほどの議案第2号で解約したところが所在地となります。親子間で賃貸していた農地を法人との賃貸に変更する案件となります。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号13番、番号14番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号13番、番号14番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、**使用貸借**の審査をいたします。**番号1番、番号2番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第3号 番号1番、番号2番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 25番 安達です。番号1番、番号2番について説明します。〇〇〇〇さんが自身の法人に農地を使用貸借する案件となります。審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号1番、番号2番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番、番号2番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 以上をもって、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案の提出について」はすべて決定され、農業委員会の意見を付して北海道農業公社に計画策定要請を行うこととします。

議 長： 続きまして、**日程第6、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。**番号4番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木康裕主任：（議案第4号 番号4番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

小田桐委員： はい。

議 長： 小田桐委員。

小田桐委員： 23番 小田桐です。番号4番について説明します。所在については、地図の5ページをご覧ください。真ん中に「55」があります。右下の道道538号の右付近が所在地となります。相続農地を売買する案件となります。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、小田桐委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号4番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号4番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号5番**を審査いたします。事務局の説明を求めます

鈴木康裕主任： (議案第4号 番号5番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

新田委員： はい。

議 長： 新田委員。

新田委員： 22番 新田です。番号5番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。中央下に黄色のマーカーで道道瑞生下士別線があります。北上し天塩川と道路の突き当たった所の左付近が所在地となります。砂利採取のため一時転用していた農地を再度賃貸借する案件となります。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、新田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号5番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号5番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号6番**を審査いたします。事務局の説明を求めます

鈴木康裕主任： (議案第4号 番号6番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 25番 安達です。番号6番について説明します。議案第2号で解約した農地を贈与する案件となります。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号6番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号6番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号7番**を審査いたします。事務局の説明を求めます

鈴木康裕主任： (議案第4号 番号7番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

小田桐委員： はい。

議 長： 小田桐委員。

小田桐委員： 23番 小田桐です。番号7番について説明します。所在については、地図の5ページをご覧ください。「55」の右下の線路と隣接するところが所在地となります。相続した農地を処分する案件となります。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、小田桐委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号7番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号7番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号8番、番号9番**を審査いたします。事務局の説明を求めます

鈴木康裕主任： (議案第4号 番号8番、番号9番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

越 委員： はい。

議 長： 越委員。

越 委員： 12番 越です。番号8番、番号9番について説明します。番号8番の所在は、地図の6ページをご覧ください。北側に十五線と黄色のマーカーであります。その南付近が所在地となります。体調不良により、今年休業するということで、隣接地を耕作する〇〇〇〇さんが賃貸借する案件となります。番号9番については、番号8番付近に所在地があり、〇〇〇〇さんが賃貸借する案件となります。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、越委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号8番、番号9番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号8番、番号9番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号10番**は、私からの意見がありますので席移動のため暫時休憩といたします。（14：05）

議 長： 議事を再開いたします。（14：05）
番号10番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木康裕主任：（議案第4号 番号10番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号10番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。真ん中下に道道瑞生下土別線とあります。「下」の文字付近が所在地となります。基盤整備等なく中々売買の話が纏まらないなか本件で売買が決まりました。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号10番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号10番は原案のとおり決定いたしました。
暫時休憩といたします。（14：08）

議 長： 議事を再開いたします。（１４：０８）
続きまして、日程第７、議案第５号「農地法第６条の規定に基づく農地所有適格法人の要件確認について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

鈴木康裕主任：（議案第５号を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
本件、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって農地法第６条の規定に基づく農地所有適格法人の要件確認については、原案のとおり承認いたしました。

議 長： 続きまして、日程第８、報告第２号「農地法第５条第１項の規定に係る許可申請の変更に
ついて」の報告があります。事務局の説明を求めます。

鈴木康裕主任：（報告第２号を読み上げ説明する。）

議 長： 事務局より農地法第５条第１項の規定に係る許可申請の変更について報告がありました。

議 長： 続きまして、日程第９、報告第３号「農地法第５条転用工事完了報告」について、番号１
番を小田桐委員より報告願います。

小田桐委員： ２３番 小田桐です。番号１番について報告いたします。先月１７日に現地を確認しまし
た。工事が完了しており、以前の状態に戻っていることを確認いたしました。

議 長： 続きまして、番号２番は村中代理から報告がありますので席移動のため暫時休憩といたし
ます。（１４：１１）

議 長： 議事を再開いたします。（１４：１１）
村中委員より報告願います。

村中委員： １９番 村中です。番号２番について報告いたします。〇〇〇〇さんが牛舎近くに雪捨場を
整地して転用していることを確認いたしました。

議 長： 報告がありました。暫時休といたします。（１４：１２）

議 長： 議事を再開いたします。（１４：１２）
番号３番を新田委員より報告願います。

新田委員： ２２番 新田です。報告いたします。議案第４号の案件となり、５月２２日に工事が完了さ
れていることを確認いたしました。

議 長： 報告がありました。続きまして、番号４番は私から報告がありますので席移動のため暫時
休憩といたします。（１４：１２）

議 長： 議事を再開いたします。（１４：１２）
沼田委員より報告願います。

沼田委員： 13番 沼田です。番号4番について報告いたします。住宅が完成していることを現地で確認いたしました。

議長： 報告がありました。
暫時休憩いたします。(14:13)

議長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第5回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時15分 閉会)

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____